

利 用 料 金 表

特別養護老人ホーム フラワーヒル

令和6年8月現在

施 設 利 用 料			介護保険適用時の自己負担金			
要 介 護 度	ユニット型個室・ユニット型個室の多床室		春日部市は地域区分が「6級地」であるため1単位＝10.27円です			
要 介 護 3	1日	815 単位				
要 介 護 4	1日	886 単位				
要 介 護 5	1日	955 単位				
加 算 料 金			*ADL維持等加算（Ⅰ）、（Ⅱ）はどちらかを算定する 〔要介護度に応じた単位数+加算の単位数〕×入居日数+介護職員処遇改善加算+介護職員等特定処遇改善加算+介護職員等ベースアップ等支援加算+〕に10.27円を乗じた金額の1割又は2割、3割が自己負担となります *褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）、（Ⅱ）はどちらかを算定する *サービス提供体制強化加算は、（Ⅰ）、（Ⅱ）はどちらかを算定する日常生活継続支援加算を算定している場合は算定しない			
日常生活継続支援加算 2					1日	46 単位
看護体制加算（Ⅰ）					1日	4 単位
看護体制加算（Ⅱ）					1日	8 単位
夜勤職員配置加算（Ⅳ）					1日	21 単位
生活機能向上連携加算					1月につき	200 単位
ADL維持等加算（Ⅰ）					1月につき	30 単位
ADL維持等加算（Ⅱ）					1月につき	60 単位
若年性認知症入所者受入加算					1日	120 単位
外泊・入院時費用					1日※（月6日限度）	246 単位
初期加算 <small>※（入所日から30日以内、入院後の再入所も同様）</small>					1日	30 単位
再入所時栄養連携加算					1回限り	200 単位
栄養マネジメント強化加算					1日	11 単位
経口移行加算					1日	28 単位
療養食加算					1回につき（1日3回を限度）	6 単位
配置医師 緊急時 対応加算	(1)配置医師の勤務時間外				1回につき	325 単位
	(2)早朝（6～8時）夜間（18～22時）				1回につき	650 単位
	(3)深夜（22～6時）				1回につき	1,300 単位
看取り介護加算（Ⅱ） <small>（看取り日以前31日以上45日以下）</small>					1日	72 単位
看取り介護加算（Ⅱ） <small>（看取り日以前4日以上30日以下）</small>					1日	144 単位
看取り介護加算（Ⅱ） <small>（看取り日以前2日又は3日）</small>					1日	780 単位
看取り介護加算（Ⅱ） <small>（看取り日）</small>					1日	1,580 単位
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）					1月につき	3 単位
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）					1月につき	13 単位
排せつ支援加算（Ⅰ）					1月につき	10 単位
自立支援促進加算			1月につき	280 単位		
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）			1月につき	50 単位		
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）			1月につき	10 単位		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）			1日	22 単位		
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）			1日	18 単位		
安全対策体制加算			1回限り	20 単位		
退所前訪問相談援助加算 <small>（入居中1回又は2回限度）</small>				460 単位		
退所後訪問相談援助加算 <small>（退居後1回限度）</small>				460 単位		
退所時相談援助加算			1回限り	400 単位		
退所前連携加算			1回限り	500 単位		
退所時情報提供加算			1回限り	250 単位		
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）			1月の所定単位数の140/1000	単位		
別 途 料 金			*ただし、利用者負担段階4段階の方			
居住費	ユニット型個室		1日	2,200 円		
	ユニット型個室的多床室		1日	1,800 円		
			食費	1日 1,600 円		

※所得に応じて居住費・食費の負担が軽減されますので別紙をご覧ください。

- *施設利用料、加算料金は介護保険負担割合証の負担割合となります。
- *外泊・入院時にお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。
- *その他、預り金管理費、理美容費、レクリエーション参加等にかかる自己負担費用などは実費を頂きます。

所得に応じて居住費・食費の軽減を受けられる方

【下表の利用者負担段階が「第1段階」から「第3段階①、②」に該当する方】

◎認定要件

- ・配偶者が課税されていないこと
- ・預貯金等が一定額以下であること
(預貯金等については利用者負担段階により基準額が異なっております。次の表でご確認ください。)

◎平成28年8月から非課税年金(遺族年金・障害年金等)も含めて判定します

利用者負担段階	年金収入等	預貯金等
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者等(市町村民税世帯非課税)	単身世帯:1,000万円以下 夫婦 :2,000万円以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」「非課税年金収入額」の合計が80万円以下の方等 非課税年金:障害年金や遺族年金 (寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む)	単身世帯: 650万円以下 夫婦 :1,650万円以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階が第2段階に該当しない方等 (課税年金収入等が80万円超120万円未満の方等)	単身世帯: 550万円以下 夫婦 :1,550万円以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階が第2段階に該当しない方等 (課税年金収入等が120万円超の方等)	単身世帯: 500万円以下 夫婦 :1,500万円以下
第4段階	上記以外の方(市町村民税世帯課税者・市町村民税本人課税者等)	

※「預貯金等」に含まれるもの=預貯金、有価証券、投資信託、現金等

【所得に応じた居住費・食費の負担限度額(日額)】

利用者負担段階		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室
	第1段階	居 住 費	880 円
	食 費	300 円	300 円
	日 額	1,180 円	850 円
	月 額 (目 安)	37,000 円	26,500 円
第2段階	居 住 費	880 円	550 円
	食 費	390 円	390 円
	日 額	1,270 円	940 円
	月 額 (目 安)	39,500 円	29,500 円
第3段階①	居 住 費	1,370 円	1,370 円
	食 費	650 円	650 円
	日 額	2,020 円	2,020 円
	月 額 (目 安)	63,000 円	63,000 円
第3段階②	居 住 費	1,370 円	1,370 円
	食 費	1,360 円	1,360 円
	日 額	2,730 円	2,730 円
	月 額 (目 安)	85,000 円	85,000 円
第4段階	居 住 費	2,200 円	1,800 円
	食 費	1,600 円	1,600 円
	日 額	3,800 円	3,400 円
	月 額 (目 安)	118,000 円	105,500 円

*月額(目安)は31日計算としてあります

【介護保険利用料の目安(月額)[加算込み]】

	1 割 負 担	2 割 負 担	3 割 負 担
要介護3	34,500 円	69,000 円	103,500 円
要介護4	37,000 円	74,000 円	111,000 円
要介護5	39,500 円	79,000 円	118,500 円

*月額(目安)は31日計算としてあります